

弁護士相談会を実施しています

消費生活センターでは、借金や住宅リフォーム、通信販売トラブルなどいろいろな相談を受け付けています。消費生活に関する問題は年々多様化・複雑化していますが、その中には弁護士に相談することで問題解決のきっかけをつかまれた方もいます。

法律の専門知識を必要とする相談の適切な解決のために、長崎県弁護士会佐世保支部のご協力により、下記のとおり弁護士相談会を実施しております。

相談にかかる費用は無料です。ぜひ消費生活センターまでお問い合わせください。

- 日時 毎月第3火曜日 13:00～16:00
一件あたりの相談時間は30分間までです。
- 場所 消費生活センター（市役所本庁舎12階）
- 費用 無料
* 弁護士相談には予約が必要です。
まずは消費生活センターまでお問い合わせください。



11月1日は計量記念日です

適正な計量の実施のために、計量に関する基準を定めた、現在の「計量法」が施行された平成5年11月1日にちなみ、11月1日は「計量記念日」となっています。

計量業務は、スーパーや病院、学校などにあるはかりや体重計が正しいかどうかを検査するのが主な仕事です。

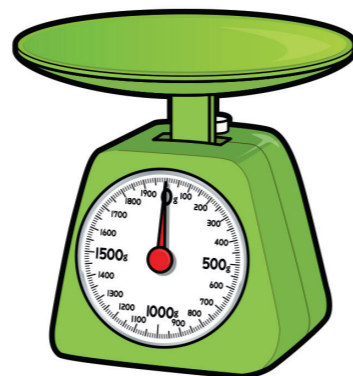
消費生活センターでは、相談業務のほかに、この計量に関する業務も行っています。

もしはかりが正しくなければ、例えば消費者である皆さんが毎日買う肉や魚などの値段が変わってしまい、場合によっては皆さんが損をしてしまうこともあるでしょう。

計量は皆さんの消費生活に密接に関わっています。

また、消費生活センターでは、家庭用のはかりについて、正しい重さが計られているか無料で検査をしております。お問い合わせは消費生活センターまで！

【お問い合わせ】消費生活センター ☎0956-22-2591



消費生活ニュース

No.177

R1.10発行

通信販売のトラブルに関する相談が増えています

店舗に出向かなくても、自宅にいながら簡単に買い物を楽しむことができる「通信販売」。一度は利用したことのある方が多いのではないのでしょうか。販売されている商品も多種多様で、楽しく便利なものですが、通信販売の仕組みを十分に理解せずに利用することでトラブルが生じることがあります。近年、通信販売の利用による相談が増えています。通信販売の仕組みをよく理解し、かしこく利用しましょう。



通信販売

●通信販売とは

通信販売の広告を見た消費者が、自らの判断で商品やサービスなどの申し込みを行う取引方法です。広告には、新聞・雑誌の紙面に掲載されるもの、折込チラシ、カタログやダイレクトメール、テレビ、ラジオ、インターネットなどを利用したものがああります。消費者は、電話やファックス、郵便、インターネットなどの通信手段を用いて通販会社と直接取引を行います。近年、市場規模が拡大し続けています。

●広告方法で分類した通信販売の種類

種類	広告方法	申込方法	注意点など
新聞広告	紙面内の広告 折込チラシ	電話、はがき FAX、インターネット	広告の文字が小さく、返品特約などの記載を見落としやすい
テレビ ラジオ	コマーシャル、通販番組 通販専門チャンネル	電話、はがき FAX、インターネット	広告の表示時間が短く、判断を急がされる場合がある
カタログ	ダイレクトメール 書店で販売するカタログ	電話、はがき FAX、インターネット	カタログの写真と実物のイメージが異なる場合がある
はがき リーフレット	郵送、街頭配布	電話、はがき FAX、インターネット	広告の文字が小さく、返品特約などの記載を見落としやすい
インターネット	通販サイト、インターネット上のショッピングモール	主にインターネット、電話やはがきで申し込み場合もある	サイトの信用性が不確実な場合がある

佐世保市消費生活センター

佐世保市八幡町1-10（市役所12階）

☎ 0956-22-2591

■相談受付時間…8:30～17:15

■閉所日…土・日・祝日・年末年始

【相談をする際の注意点】

1. 相談は原則として佐世保市民の方からのみお受けしております。
2. 事業者の方からの相談はお受けしていません。

